



島根県報

平成16年10月12日 (火)
号外 第 113 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県立しまね海洋館条例施行規則	(地 域 政 策 課)	2
島根県立県民会館条例施行規則の一部を改正する規則	(文 化 振 興 課)	4
島根県立はつらつ体育館条例施行規則の一部を改正する規則	(障 害 者 福 祉 課)	6
島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則	(産 業 振 興 課)	9

人委規則

寒冷地手当の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則		11
--------------------------	--	----

公布された条例等のあらまし

島根県立しまね海洋館条例施行規則 (規則第74条)

1 規則の概要

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものが知事に提出する申請書の様式及び当該申請書に添付する書類を定めることとした。(第2条関係)
- (2) 事業報告書の提出期限及び当該報告書に記載すべき内容を定めることとした。(第3条関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県立県民会館条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第75号)

1 規則の概要

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものが知事に提出する申請書及び当該申請書に添付する書類を定めることとした。(第2条関係)
- (2) 事業報告書の提出期限及び当該報告書に記載すべき内容を定めることとした。(第3条関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県立はつらつ体育館施行規則の一部を改正する規則 (規則第76号)

1 規則の概要

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものが知事に提出する申請書は指定管理者指定申請書とすること及び当該申請書に添付する書類を定めることとした。(第2条関係)
- (2) 事業報告書の提出期限及び当該報告書に記載すべき内容を定めることとした。(第3条関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第77条)

1 規則の概要

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものが知事に提出する申請書の様式及び当該申請書に添付する書類を定めることとした。(第17条関係)
- (2) 事業報告書の提出期限及び当該報告書に記載すべき内容を定めることとした。(第18条関係)

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県立しまね海洋館条例施行規則をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第74号

島根県立しまね海洋館条例施行規則

島根県立しまね海洋館条例施行規則（平成11年島根県規則第114号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、島根県立しまね海洋館条例（平成11年島根県条例第47号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の申請に関する書類等）

第2条 条例第5条第2項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書（別記様式）によらなければならない。

2 条例第5条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類
- (3) 過去3年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (4) 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- (5) 団体の概要を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（事業報告書の内容等）

第3条 条例第7条の規則で定める日は、毎会計年度終了後60日とする。ただし、条例第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合は、その取消の日から30日とし、その報告の対象となる期間は当該取消の前日までとする。

2 条例第7条の規則で定める内容は、次のとおりとする。

- (1) しまね海洋館の管理運営業務の実施状況
- (2) しまね海洋館の利用の実績及びその分析
- (3) しまね海洋館の利用料金の収入実績
- (4) しまね海洋館の管理運営に要した経費の総額及び内訳
- (5) その他しまね海洋館の管理運営に関し知事が必要と認める事項

（年間観覧料）

第4条 年間観覧料を支払った者に対しては、年間観覧券を交付するものとし、その有効期間は、年間観覧券を交付した日から起算して1年間とする。

2 年間観覧券の利用は、同一人に限るものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

島根県知事 様

所 在 地
申 請 者 名 称
代 表 者 氏 名 印

しまね海洋館の指定管理者について指定を受けたいので、島根県立しまね海洋館条例第5条第2項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

団 体 名			
代 表 者 職 ・ 氏 名			
主たる事務所の所在地			
設 立 年 月 日	年 月 日	構 成 員 の 人 数	人
資 本 金	円		
提携団体(他団体と連携して管理を行う場合に記入すること。)			

添付書類

- 1 しまね海洋館に係る事業計画書
- 2 活動実績書
- 3 過去3年間に活動している場合にあっては、過去3年間の決算書
- 4 定款等
- 5 法人の場合にあっては、印鑑証明書
- 6 法人の場合にあっては、登記簿謄本
- 7 法人の場合にあっては、納税証明書

島根県立県民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第75号

島根県立県民会館条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立県民会館条例施行規則（昭和43年島根県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（指定管理者の申請に関する書類等）

第2条 条例第5条第2項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書（別記様式）によらなければならない。

2 条例第5条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記簿の謄本
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (4) 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- (5) 団体の概要を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（事業報告書の内容等）

第3条 条例第7条の規則で定める日は、毎会計年度終了後60日とする。ただし、条例第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合は、その取消の日から60日とし、その報告の対象となる期間は当該取消の前日までとする。

2 条例第7条の規則で定める内容は、次のとおりとする。

- (1) 会館の管理運営の体制
- (2) 会館の管理の業務及び文化事業の実施状況並びに会館の利用の実績
- (3) 利用料金の収入の実績
- (4) 会館の管理の業務及び文化事業に要した経費の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会館の管理運営に関し知事が必要と認める事項

第4条から第8条までを削る。

第9条（見出しを含む。）中「設備使用料」を「設備の基準額」に改め、同条を第4条とする。

第10条から第12条までを削る。

別表中「（第9条関係）」を「（第4条関係）」に、「使用料」を「基準額」に改める。

様式第1号から様式第7号までを削り、別表の次に次の様式を加える。

別記様式(第2条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

島根県知事 様

所 在 地
申 請 者 名 称
代 表 者 氏 名 印

県民会館の指定管理者について指定を受けたいので、島根県立県民会館条例第5条第2項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

団 体 名			
代 表 者 職 ・ 氏 名			
主たる事務所の所在地			
設 立 年 月 日	年 月 日	構 成 員 の 人 数	人
資 本 金	円		
提携団体(他団体と連携して管理を行う場合に記入すること。)			

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

島根県立はつらつ体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第76号

島根県立はつらつ体育館条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立はつらつ体育館条例施行規則（平成15年島根県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（指定管理者の申請に関する書類等）

第2条 条例第5条第2項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書（様式第1号）によらなければならない。

2 条例第5条第2項の規則で定める書類は、団体の活動実績書（様式第2号）とする。

（事業報告書の内容等）

第3条 条例第7条の規則で定める日は、毎会計年度終了後30日とする。ただし、条例第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合は、その取消の日から30日とし、その報告の対象となる期間は当該取消の前日までとする。

2 条例第7条の規則で定める内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設等の管理運営の体制
- (2) 施設等の利用の実績及びその分析
- (3) 施設等の管理運営に要した経費の総額及び内訳
- (4) その他施設等の管理運営に関し知事が必要と認める事項

第4条及び第5条を削る。

第6条第1項中「第7条」を「第16条」に改め、同条第2項中「第4条第1項に規定する申請書に添えて」を削り、同条を第4条とする。

第7条第1項中「第8条ただし書」を「第17条ただし書」に改め、同項第1号中「第8条第1号」を「第17条第1号」に改め、同条を第5条とする。

第8条から第12条までを削る。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

島根県知事 様

申請者 所 在 地
名 称
代表者氏名

印

はつらつ体育館の指定管理者について指定を受けたいので、島根県立はつらつ体育館条例第 5 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

団 体 名			
代 表 者 職 ・ 氏 名			
主たる事務所の所在地			
設 立 年 月 日	年 月 日	構 成 員 の 人 数	人
資 本 金	円		
提携団体 (他団体と連携して管理を行う場合に記入すること。)			

添付書類

- 1 はつらつ体育館に係る事業計画書
- 2 活動実績書 (様式第 2 号)
- 3 過去 3 年間に活動している場合にあっては、過去 3 年間の決算書
- 4 定款等
- 5 法人の場合にあっては、印鑑証明書
- 6 法人の場合にあっては、登記簿謄本
- 7 法人の場合にあっては、納税証明書

様式第 2 号 (第 2 条関係)

団 体 の 活 動 実 績 書

施設の管理に関する活動の実績

活 動 名	活 動 期 間	活 動 内 容	備 考

様式第 3 号中「(第 6 条関係)」を「(第 4 条関係)」に改める。

様式第 4 号中「(第 7 条関係)」を「(第 5 条関係)」に改め、「(注) 使用許可書を添付すること。」を削る。

附 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第77号

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則(平成13年島根県規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第19条を第21条とし、第18条を第20条とする。

第17条第 2 項中「第15条」を「第25条」に、「(様式第15号)」を「(様式第16号)」に改め、同条第 3 項中「(様式第16号)」を「(様式第17号)」に改め、同条を第19条とする。

第16条の次に次の 2 条を加える。

(指定管理者の申請に関する書類等)

第17条 条例第17条第 2 項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書(様式第15号)によらなければならない。

2 条例第17条第 2 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類
- (2) 過去 3 年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (3) 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- (4) 団体の概要を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(事業報告書の内容等)

第18条 条例第19条の規則で定める日は、毎会計年度終了後60日とする。ただし、条例第21条第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合は、その取消の日から30日とし、その報告の対象となる期間は当該取消の前日までとする。

2 条例第19条の規則で定める内容は、次のとおりとする。

- (1) センターの管理の体制
- (2) センターの管理の実施状況
- (3) センターの管理に要した経費の状況
- (4) センターの利用の実績及び使用料徴収の状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める事項

様式第16号中「(第17条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式を様式第17号とする。

様式第15号中「(第17条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式を様式第16号とする。

様式第14号の次に次の 1 様式を加える。

様式第15号(第17条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

島根県知事 様

所 在 地
申 請 者 名 称
代 表 者 氏 名

印

産業高度化支援センターの指定管理者について指定を受けたいので、島根県立産業高度化支援センター条例第17条第2項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

団 体 名			
代 表 者 職 ・ 氏 名			
主たる事務所の所在地			
設 立 年 月 日	年 月 日	構 成 員 の 人 数	人
資 本 金	円		
提携団体(他団体と連携して管理を行う場合に記入すること。)			

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

寒冷地手当の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成16年10月12日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第16号

寒冷地手当の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の給与の支給に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第15条の 4 から第15条の11までを次のように改める。

第15条の 4 から第15条の11まで 削除

第16条第 1 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 6 号とし、同項に第 1 号から第 5 号までとして次の 5 号を加える。

(1) 未帰還職員

(2) 法第28条第 2 項の規定により休職処分を受けている職員。ただし、同項第 1 号の規定により休職処分を受けている者で条例第16条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定の適用を受けるもの又は公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和32年法律第117号)の適用を受ける職員で同法に定める休職処分を受けているものを除く。

(3) 職員の休職の事由を定める条例(昭和47年島根県条例第 4 号。以下「休職条例」という。)第 2 条第 1 号又は第 2 号の規定により休職処分を受けている職員

(4) 法第29条第 1 項の規定により停職処分を受けている職員

(5) 専従許可を受けている職員

第16条第 4 項第 1 号中「第15条の 4 第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に改め、同項第 2 号中「第15条の 4 第 6 号に掲げる」を「育児休業法第 2 条の規定により育児休業をしている」に改める。

第17条第 1 項第 1 号中「第15条の 4 第 1 号」を「第16条第 1 項第 1 号」に改め、同条第 4 項第 1 号中「第15条の 4 第 1 号及び第 4 号から第 6 号まで」を「第16条第 1 項第 1 号、第 4 号及び第 5 号並びに同条第 4 項第 2 号」に改める。

(県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部改正)

第 2 条 県立学校の教育職員の給与に関する規則(昭和32年島根県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第39条から第39条の 8 までを次のように改める。

第39条から第39条の 8 まで 削除

第40条第 1 項中第 1 号を削り、第 3 号を第 6 号とし、第 2 号を第 5 号とし、同項に第 1 号から第 4 号までとして次の 4 号を加える。

(1) 法第28条第 2 項の規定により休職処分を受けている教育職員。ただし、同項第 1 号の規定により休職処分を受けている者で条例第27条第 1 項若しくは第 2 項の規定の適用を受けるもの又は教育公務員特例法(昭和24年法律第 1 号)第14条第 1 項の規定により休職処分を受けている者を除く。

(2) 休職条例第 2 条第 1 号又は第 2 号の規定により休職処分を受けている教育職員

(3) 法第29条第 1 項の規定により停職処分を受けている教育職員

(4) 専従許可を受けている教育職員

第40条第 4 項第 1 号中「第39条第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に改め、同項第 2 号中「第39条第 5 号及び第 6 号」を「育児休業法第 2 条の規定により育児休業をしている教育職員及び第 1 項第 6 号」に改める。

第41条第 1 項第 1 号中「第39条第 1 号」を「第40条第 1 項第 1 号」に改め、同条第 4 項第 1 号中「第39条第 3 号から

第 6 号まで」を「第40条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに同条第 4 項第 2 号」に改める。

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第 3 条 職員の育児休業等に関する規則 (平成 4 年島根県人事員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 号中「第15条の 4 各号に掲げる」を「第16条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる職員又は同条第 4 項第 2 号に規定する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。